

今後のまちづくりに向けたアンケート調査にご協力ください

南関町では現在、旧南関高校の敷地及び校舎を活用した庁舎等の移転を進めています。この庁舎等の移転とともに、これからの時代にあった新しいまちづくりを進めるため、また全ての地域がその地域の特性やこれまでの伝統等を継承しながら今後もこれまで同様持続していくために、その指針となる構想を策定することとしました。

構想の策定にあたり、先ず住民の皆様のご意見をお伺いするためにアンケート調査を実施するもので、今後のまちづくりを考える上で大変重要なアンケート調査となります。対象となられた方にはお忙しい中ご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解の上ご協力いただきますようお願いいたします。

●調査の対象人数

1,000人（無作為抽出）

●アンケート調査の方法

8月初旬頃に調査対象となられた方にアンケート用紙を郵送でお送りします。

8月末日までに、同封の返信用封筒に調査票を入れて返信ください。（切手は不要です。）

なお、この調査は無記名で行っていますので個人が特定されることはございません。また、他の用途に使用することもございません。

問 まちづくり課 企画振興係 ☎57-8501

カヌーに乗って川に親しもう

普段見ることができない関川・諏訪川の様子を観察しませんか。駿馬地区公民館（大牟田市）と三の宮神社（荒尾市）の間をカヌーで往復します。

- | | | |
|---------|---|---|
| 日 | 時 | ●8月24日 国 午前8時15分から午後1時まで
受付：午前8時から8時15分まで |
| 集 合 場 所 | | ●駿馬地区公民館（福岡県大牟田市馬込町1-20-1） |
| 対 象 | | ●荒尾市、大牟田市、南関町の小学4～6年生 |
| 定 員 | | ●29人（1人乗り用：15艇、2人乗り用：7艇）
※2人乗り艇は保護者同伴のみ申込可（応募多数の場合は抽選） |



申 込 期 間 ●8月1日 国 から16日 国 まで（抽選結果は19日 国 以降にお知らせします。）

参 加 費 ●200円

申 込 方 法 ●電話、FAX又はメール

持 っ て く る も の ●タオル、水筒、帽子、着替え、濡れてもよい靴など

問 合 せ 先 ●関川・諏訪川流域会議事務局
荒尾市役所 環境保全課
（電話：0968-63-1386 / FAX：0968-63-1376）（✉ :m.30457@city.arao.lg.jp）

※増水、雨天時は中止とします。

令和元年度 第3回教育委員会定例会

6月18日 国 令和元年度第3回教育委員会定例会が開催されました。

（議事内容） ●諸般の報告及び教育上の問題点について

- ・経過報告および教育上の問題点について
- ・管内教育長・校長合同会議について
- ・当面する教育上の問題点について

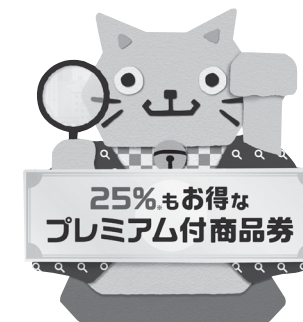
●その他

- ・業務改善加速事業に係る加配教員などについて

※なお、議事詳細については、議事録の開示を行います。

問 教育課 学校教育係 ☎57-8507

確にん？ プレミアム付商品券



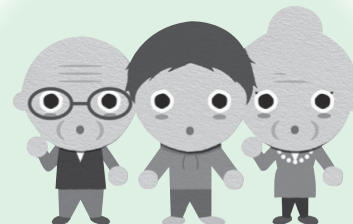
確認したら
申請にゃん！

カクニャン

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。

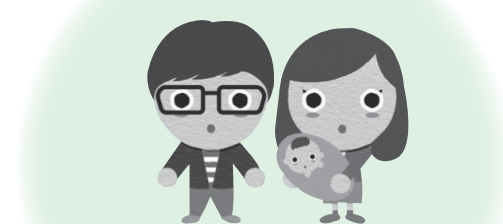
あなたは対象者？確認にゃん！

住民税非課税の方



2019年度分の住民税（均等割）が課税されていない人。

小さな乳幼児のいる子育て世帯



2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子がいる世帯

- 住民税が課税されている人に扶養されている人、生計を一にする配偶者、扶養親族など、生活保護を受給されている人は除きます。（申請必要）
- お子さまおひとりにつき最大で25,000円の商品券を20,000円で購入できます。（申請不要）

※対象の人1人あたり、総額2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

●購入限度額

- ・住民税非課税の方（上記①）：一人につき、2万5千円（販売額2万円）
- ・子育て世帯（上記②）：対象児童一人につき、2万5千円（販売額2万円）
※5千円分の商品券（1冊4千円）を5冊まで購入可能。

●受付期間

11月29日 国 まで

住民税非課税の方（上記①）：購入対象となる可能性のある方には、7月にご案内申請書等をお送りしています。案内文書をよくお読みいただき、申請期間中に役場にて手続きをしてください。審査した結果、購入条件を満たしている場合は購入引換券を9月頃にお送りいたします。

子育て世帯（上記②）：申請は不要です。購入引換券を9月頃にお送りいたします。

●購入可能期間

令和元年10月1日 国 ～令和2年1月31日 国 まで

●使用可能期間

令和元年10月1日 国 ～令和2年2月29日 国 まで

問 まちづくり課 商工観光係 ☎57-8501